

(別紙2)

## 特定非営利活動法人日本歯周病学会教育賞コンテンツ部門 募集要項

日本歯周病学会教育賞コンテンツ部門は、歯周病学臨床教育に寄与する優れた動画コンテンツを表彰し、そのコンテンツを歯周病学臨床教育に用いることで、学部学生及び研修歯科医の臨床歯周病学の理解と技量の向上に資する。

1. 表彰対象 歯周病学臨床教育の向上が期待される臨床動画及びその担当者
2. 表彰名 特定非営利活動法人日本歯周病学会教育賞コンテンツ部門
3. 表彰期日と場所 各年の春季日本歯周病学会学術大会内（総会時）
4. 審査会 各年12月下旬頃予定
5. 提出先 特定非営利活動法人日本歯周病学会  
(〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル 一般財団法人口腔保健協会内)
6. 提出期限 各年11月末日
7. 提出コンテンツ等
  - (1) 患者同意書（指定様式）
  - (2) 提出コンテンツの概要（指定様式）
  - (3) DVDもしくはUSBに保存した臨床動画コンテンツ（MP4形式、10分以内）
8. 応募資格
  - (1) コンテンツ代表者は日本歯周病学会の会員であること。
  - (2) 過去に同一のコンテンツで本賞または他学会における同様の趣旨の賞を受けたことがないこと。
9. 応募にあたっての留意事項
  - (1) 学生または臨床研修医の技量を越えた高度に専門的なもの、ならびに過剰な演出（文字装飾・BGM等）は避け、彼らの教育・技量向上に有用なものであること。
  - (2) コンテンツ応募の際は、書面（患者同意書）で患者の同意を得たものであること。また、個人が特定されないようにすること。
  - (3) 受賞コンテンツ掲載に当たって、コンテンツの著作権および複製権は本会に帰属するものとし、そのため本会で定めた著作権譲渡に関する誓約書をコンテンツ応募時に添付しなければならない。
  - (4) 既に外部公開している動画を応募する場合、受賞コンテンツとして動画公開した段階で既公開分との二重公開になるため、既公開動画は応募しないこと。
  - (5) 応募者は、受賞に際して、受賞教育用動画として日本歯周病学会が公開することに同意すること。